

栃木県公報

令和 5 (2023)年 2月28日 (火) 第383号

			-	
	Ħ	次		
	告	示		
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		17
○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		17
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		18
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供				
法人の指定		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	18
	公	告		
○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見	の概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	18
○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見	の概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	19
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の	意見の概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	19
○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の	意見の概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	20
○土地改良区役員の退就任				
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実	.施	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	21
			<u></u>	
	告	一示		

栃木県告示第62号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5 (2023) 年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 保安林予定森林の所在場所 芳賀郡茂木町大字茂木字日向534
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字日向534 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第63号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和 5 (2023) 年 2 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審查請求期限	所轄農業振興事務所
県営市の堀用水地区土地改良(農	令和5 (2023) 年3月		塩谷南那須農業振興
業用用排水施設)事業	1日から同月29日まで		事務所

(農地整備課)

栃木県告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5 (2023) 年2月28日から同年3月29日まで 一般の縦覧に供する。

令和5 (2023) 年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路	線	名	供	÷ ,	用	開	始	0)	X	間	供用開始	の期日
10	主 要 宇都宮舞		方 道 鳥山線									令和 5 (20 2 月28日)23) 年

(道路保全課)

栃木県告示第65号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和 5 (2023) 年 2 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社さくら屋	栃木県足利市通4丁目2573	栃木県足利市通4丁目2573番地	令和 5 (2023)年
	番地		2月17日

(住宅課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和5 (2023) 年3月28日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和5 (2023) 年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス益子店

芳賀郡益子町大字益子字頭無1387番1 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市	町	村	名	意	見	0)	概	要	
益	Ę	7	町	意	見		な	L	

II

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス下野祇園店 下野市祇園一丁目24番

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市	町	村	名	意	見	0)	概	要	
下	野	•	市	意	見		な	L	

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和5 (2023)年3月28日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和 5 (2023) 年 2 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 とちぎコープ おもちゃのまち店 下都賀郡壬生町至宝三丁目72-4 外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意見	の概	要
壬 生 町	意	見 な	L

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和5 (2023)年3月28日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和 5 (2023) 年 2 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス益子店 芳賀郡益子町大字益子字頭無1387番1 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要 意見なし

II

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス下野祇園店 下野市祇園一丁目24番
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和5(2023)年3月28日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和5 (2023) 年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 とちぎコープ おもちゃのまち店 下都賀郡壬生町至宝三丁目72-4 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要 意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年 2 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

							加州大	17 111	ш	
土 地改良区名	役職名	退任役氏	_	就任	役 員 名		住	所	退 任 年 月 日	就 任 年月日
真 岡 土地改良区	理事	渡邉	渡			真岡市東沼1185			令和 4 (2022). 12.20	
	"	白龍	享一	白瀧	淳一	"	田町1800		"	令和 4 (2022). 12.21
	"	細島 釒	跌夫	細島	鉄夫	"	東大島1221-1		"	"
	"	宮内 信	変幸	宮内	俊幸	"	√ 1602		"	"
	"	渡邉	直	渡邉	直	"	小林145		"	"
	"	飯塚	警 作	飯塚	啓作	"	√ 561		"	"
	"	池田 ፲	E夫	池田	正夫	"	√ 57		"	"
	"	小菅	惇	小菅	惇	"	東沼550-1		"	"
	"	小堀	守	小堀	守	"	″ 1566		"	"
	"	櫛毛 耳		櫛毛	政好	"	西沼504-2		"	"
	"	柳澤 -	一司	栁澤	一司	"	島220		"	"
	"	市川 耳	其一	市川	真一	"	460		"	"
	"	渡邉 善美		善美	"	東沼1167			"	
	監事	渡邉 ፲	E宏			"	小林177		令和 4 (2022). 12.20	

	監事	事 橋本 司 橋本 司		司	真岡市東沼990-1	令和 4 (2022). 12.20	令和 4 (2022). 12.21	
	"	宮田	明	宮田	明	〃 島882	"	"
	"			髙橋	節子	上三川町大字上三川1600-14		"
塩 那 台 地土地改良区	理事	石﨑	透			大田原市大神594-365	令和 3 (2021). 4.8	
湯 津 上 土地改良区	"	熊田	幸雄			大田原市上奥沢194-3	令和 4 (2022). 8.25	

(農地整備課)

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和25年栃木県規則第130号)第16条の規定により公告する。

令和5 (2023) 年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時及び時間割

	区 分	年	月	日	時	間
\equiv	学科の試験	令和 5 (2023)	年7月2日	(日)	午前10時10分~午後	65時20分
級	設計製図の試験	令和 5 (2023)	年9月10日	(日)	午前11時00分~午後	後4時00分
木	学科の試験	令和 5 (2023)	年7月23日	(日)	午前10時10分~午後	65時20分
造	設計製図の試験	令和 5 (2023)	年10月8日	(日)	午前11時00分~午後	後4時00分

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士 未定

イ 木造建築士 未定

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士 未定

イ 木造建築士 未定

- 3 受験資格
- (1) 二級建築士試験

令和5 (2023) 年7月2日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

(2) 木造建築士試験

令和5 (2023) 年7月23日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

- 4 受験申込の手続
 - (1) インターネットによる受験申込

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

ア 期間 令和5 (2023) 年4月3日 (月) 午前10時から同月17日 (月) 午後4時まで

イ 申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありイン

ターネットの利用が困難である等)には、令和 5 (2023) 年 4 月10日 (月) までに公益財団法人建築技 術教育普及センター本部 (電話 050-3033-3822) に申し出ること。

- 5 試験の結果発表
 - (1) 学科の試験の合格者 令和5 (2023) 年8月21日 (月) (予定)
 - (2) 設計製図の試験の合格者 令和5 (2023) 年12月7日 (木) (予定)

(建築課)